

## 町長財政講座1



# 町債 つて 何?

御代田町の令和4年度末一般会計町債残高が48億2800万円に上った。こう聞くと不安になるのも無理はありません。町民1人当たりに直すと30万円ほど。知らないうちにそんな借金を背負わされたなんて町長、どうしてくれる? 子どもや孫の世代にはどうなつちまうだい? まあまあちょっと落ち着いて、話を聞いていただけますか?。

### 「国債」はなんじみがあるけど

まずは町債とはどんなもので、どういう役割のあるものかからお話ししたいと思います。町債とは、町の借金のことを指します。

国や地方自治体、企業が借金するため発行する書面を「債券」といい、特に国が発行するのが国債、地方自治体が発行するのが地方債(町債もこの中に含まれます)、企業が発行するのが社債です。

特に国債はたびたびニュースでも聞きますし、郵便局などで「個人向け国債」を買ったことがある人も多いとされています。でも、「町債」を買ったことのある方はほとんどいないでしょう。「町債」はほぼ100%、農協など地元金融機関で引き受けもらうもので、一般市民が買えるケースはごくごくわずかだからです。ただし、都道府県債の中に、個人が買えるものもあります。

### 公共施設の費用に充当

単に「予算が不足しているから」といつて町債の発行が認められるわけではありません。国が厳格なルールを定めています。町債発行が可能な事業の種類は、道路や橋、小中学校、公営住宅などの土木・建設工事や、防災設備、災害復旧など長年にわたり町民にメリットをもたらすものに限られます。ま

た、町債残高が増えすぎて返済の見込み額が一定のラインを超えてしまうとそれ以上町債を発行できないルールもあります。逆に言うと、新たに町債を発行できていることは、町債残高が国のルール内に収まっている証拠だとも言えます。

### 町債は「10年もの」が多い

さて、「個人向け国債」のホームページを見ると、日ごろ購入できる国債には「変動10年」「固定5年」「固定3年」の3種類あることが分かります。「変動」は市場の金利に合わせて利率が変動するので、「金利が将来高くなるかも」と予想する場合に有利です。「固定」は、買った段階で金利が確定するので、そのほうが安心という方に向いています。元本は、それぞれの期間終了後一括で国から返してもらいます。

では町債は?といいますと、一

番多いケースは「固定10年・据置3年」です。据置というのは、その期間中、利息だけを払って、借金の本体である元本は返さないこ

(表1) 固定10年・据置3年の返済イメージ

700万円を、年利1%、固定10年・据置3年で返す場合

1年後	利息の7万円を返す
2年後	利息の7万円を返す
3年後	利息の7万円を返す
4年後	利息の7万円と、元本のうち100万円を返す
5年後	利息の6万円と、元本のうち100万円を返す
6年後	利息の5万円と、元本のうち100万円を返す
7年後	利息の4万円と、元本のうち100万円を返す
8年後	利息の3万円と、元本のうち100万円を返す
9年後	利息の2万円と、元本のうち100万円を返す
10年後	利息の1万円と、元本のうち100万円を返し完済

## 林野火災(山火事)防止について



林野火災は例年3月から5月にかけて多く発生しています。町内では、昨年3月中旬までに5件の火災が発生しております。この時期は枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件となっています。さらに、この時期になると火入れが行われ、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることも出火原因と考えられます。

主な出火原因としては、「たき火」、「火入れ」、「放火(放火の疑いを含む)」、「タバコ」、「マッチ・ライター」等で、ほとんどが人為的な要因により火災となっています。火入れを行う際は必ず離れて見守り、すぐに消火できる準備(バケツの水、消火器等)をして少しづつ行いましょう。

\*森林または森林の周囲1kmの範囲内にある土地の火入れには、御代田町役場へ「火入れ許可」申請が必要となります。

町長財政講座とは  
町の収入をどう確保し、どうやりくりして事業を進めていくか。町の財政に関する話は、それぞれの家計とは違つて金額が大きく、ルールも複雑ですが、役場の業務を理解するためには切り離せません。本連載では、小園町長の目線で見た財政論を、中学生にも分かりやすく、を目標に解説していきます。

今回の結論  
予算のどこをなくす役割がある

次回は、「借金多くて大丈夫?」と題し、冒頭の疑問に答えます。

問い合わせ先  
御代田消防署予防係 (32) 0119

- 枯れ草等がある火災が起りやすい場所では、たき火をしないでください。
- たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火してください。
- 喫煙は指定された場所で行い、吸いがらは必ず消し、投げ捨てないでください。
- 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないでください。
- 火気を使用する場合は、消火用の水等を必ず用意してください。
- 火遊びはしないこと、また、させないでください。
- お墓参りでの線香使用時は、火の取り扱いに注意し行ってください。

